

【令和2年度12月補正予算に係る市長提案説明要旨】

(R2.12.3)

まず、令和2年度伊丹市一般会計補正予算（第10号）についてであります。本案は、9月補正予算編成後の情勢の変化に対応するため、国庫支出金、基金繰入金、地方債等を主な財源といたしまして、所要の措置を講じようとするものであります。

その主なものを申し上げますと、デジタル技術を活用した行政サービスの変革、いわゆる「デジタルトランスフォーメーション（DX）」を推進するため、外部人材を活用した、庁内横断型の組織体制を構築するとともに、コロナ対策へのふるさと寄附や、議員報酬等減額分を財源として、市庁舎や消防局、市立伊丹病院などで使用する感染防止資機材を整備するほか、感染症拡大防止のために閉館した、公共施設の指定管理者への協力金の支給など、新型コロナウイルス感染症への対応策に係る経費等を措置しようとするものであります。

また、マイナンバーカードの交付を円滑に行うための、窓口増設等に係る経費や、まちなかミマモルメの利用を促進するための経費、保健センター・口腔保健センター・休日応急診療所の3つの機能を集約した、新保健センター等複合化施設を整備するための工事費等について、所要の措置を講じようとするものであります。

その結果、第1条、歳入歳出予算につきましては、それぞれ3億4,988万2,000円を追加し、その総額を1,054億7,160万5,000円としようとするものであります。

また、第2条の繰越明許費の補正では、デジタル化推進事業、児童くらす運営事業に係る、繰越明許費の追加措置を、第3条の債務負担行為の補正では、新保健センター等複合化施設を整備するための工事費等や、まちなかミマモルメの小学校新入学者への利用料負担金、市道北本町4205号線道路用地取得のための用地購入費、共同利用施設管理運営業務ほか3件に係る、指定管理委託料の追加措置を、第4条の地方債の補正では、道路整備事業、防災施設整備事業の実施に伴う、地方債の変更の措置を講じようとするものであります。

次に、令和2年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてですが、本案は、平成30年度税制改正に伴う、システム整備に要する経費について、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、令和2年度伊丹市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてですが、本案は、令和3年4月介護保険法改正に対応するために必要なシステム改修について、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、令和2年度伊丹市病院事業会計補正予算（第2号）についてですが、本案は、マイナンバーカードを活用した健康保険証の、オンライン資格確認の導入に向けた、必要経費を措置するとともに、一般会計の安全安心まちづくり基金により、医療機器の購入を行うための所要の措置を講じようとするものであります。

次に、令和2年度伊丹市下水道事業会計補正予算（第1号）についてですが、本案は、市営宮ノ下住宅の土地賃貸借契約の、合意解除に伴う既存下水道の移設工事を実施するため、所要の措置を講じようとするものであります。